

日本運動器看護学会ロゴマーク運用に関する申し合わせ

日本運動器看護学会のロゴマークは、以下の申し合わせに従って運用するものとする。

1. 運用の原則

日本運動器看護学会（以後、本学会）ロゴマークは、説明文も含めて原案をそのまま使用することとし、色を白黒にする以外の変更は認めないことを原則とする。

但し、金縁のものを学会認定看護師のバッジとして使用する。



運動という人間にとってのアクティブな機能を学会名称の略字 JSMN のダイナミックなイメージに、運動器の機能障害をもつ人、一人ひとりが自分なりのスタイルを獲得していく喜びを支えることを V サインとしてあらわしている。

2. 使用できる者

- 1) 本学会の会員
- 2) その他本学会理事会が認めた者

3. 使用範囲

使用範囲は以下のとおりである。但し、内容によっては使用を認めないことがある。

- 1) 本学会が発行する文書、印刷物、ホームページ
- 2) 本学会事務局及び会員が本学会の業務及び教育・研究活動において使用するもの
(名刺、封筒・便箋、テンプレート等)
- 3) 本学会が作成するツール等
- 4) その他本学会理事会が認めたもの

4. データの配付

本学会事務局に依頼し、理事会より運用規程内にあると判断された者に対し、電子情報等で配付する。

以上

2014年1月7日 ロゴマーク運用規程として理事会承認
2021年1月24日 ロゴマーク運用に関する申し合わせとして理事会承認